参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	能代市 （ 05202 ）
地域名 （地域内農業集落名）	仁鮒・濁川地区 （ 中台、新丁、大町、横町、立町、小掛、鬼神、揚石、苅又石、濁川・釜谷 ）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	158.78 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	－ ha
② 田の面積	141.94 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	16.84 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	－ ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.8 ha
（参考）区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	44.02 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20.73 ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

・山間部については、耕作放棄地が多く農地の利用は困難となっている。
・山間部における後継者の育成や新規就農の促進が喫緊の課題である。
・仁鮒地区は水利条件が悪く、耕作希望者がいない。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・法人を設立して、農地の集積を進める。（小掛・鬼神地区以外）
・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。
・耕作放棄地を解消する。
・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する。（小掛・鬼神地区以外）

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・農振農用地を基本に将来の農業を担う者へ集積・集約を進める。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	31.65 %	将来の目標とする集積率	41 %

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

・将来の農業を担う者へ集約された農用地を集め、耕作条件の向上等を図っていく。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより農地の集積・集約化を進める。（小掛・鬼神地区以外） ・法人を設立して、農地の集積を進める。（小掛・鬼神地区以外） ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。 ・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する。（小掛・鬼神地区以外）
（2）農地中間管理機構の活用方法
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする。 ・規模拡大を目指している経営体に借受の登録をしてもらう。
（3）基盤整備事業への取組
・土地相続の問題により足踏みしている状況であるが、仁鮒地区について、ほ場整備事業による農地の大区画化により、若手や担い手等の参入を図る。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
・ほ場整備事業により、若い農業者等の確保を図る。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 16 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	法人1	水稲、野菜	24.83 ha	ha	水稲、野菜	24.83 ha	ha	凡例のとおり	
認農	個人1	水稲	10.20 ha	ha	水稲	11.00 ha	ha	凡例のとおり	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	2経営体		35.03 ha	0 ha		35.83 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

５　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

６　目標地図（別添のとおり）

７　基盤法第22条の３（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注１：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注２：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注３：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
　農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
　また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
　必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

目標地図（仁鮒・濁川地区）

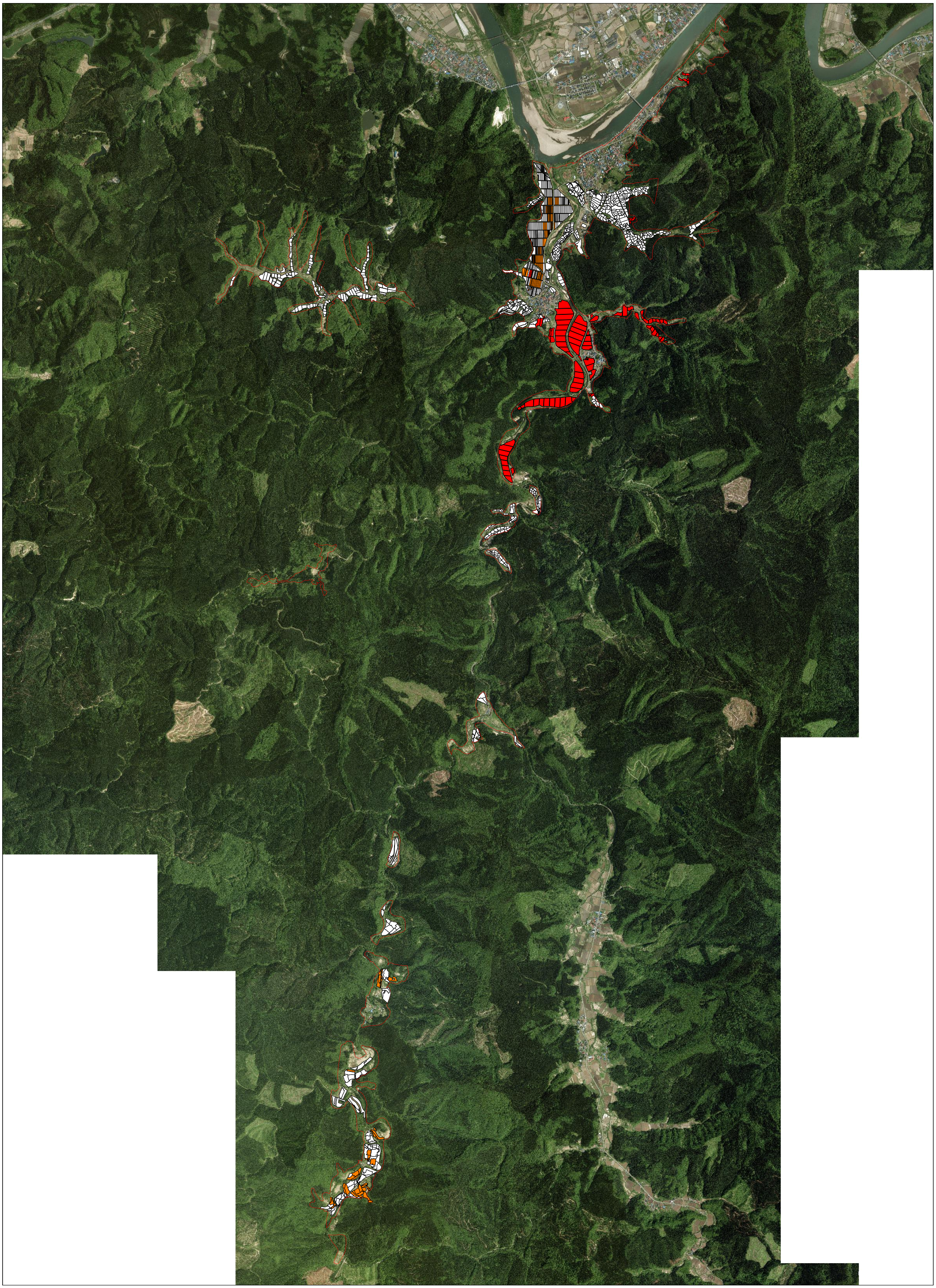

凡例（農業を担う者） 仁鮒・濁川地区

- 法人1
- 個人1
- 今後検討の土地